

【投資信託インターネット取引約款 新旧対照表（2022年7月25日）】（下線部分変更箇所）

旧	新
<p style="text-align: center;">投資信託インターネット取引約款</p> <p style="text-align: right;">2022年4月</p>	<p style="text-align: center;">投資信託インターネット取引約款</p> <p style="text-align: right;">2022年7月</p>
<p>第13条（注文の受付等） （1）当社は、第8条に規定する本人確認後、お客さまが、注文内容を入力され、その内容に間違いがないことを確認後、その注文を当社に送信され、その注文内容（銘柄、売り買いの別、数量又は金額、口座区分等その他必要となる事項）の確認及び以下の各号について当社が確認した時点で当該注文の受付とさせていただきます。 ① 購入の場合は、購入代金が前条に規定するお預り金及びMRFの合計額の範囲内であること。 ② 解約の場合は、お客さまの保有分として当社の投資信託受益権振替決済口座に記載又は記録されている数量（口数）の範囲内であること。 ③ 投信積立サービス及びつみたてNISAの場合は、総合取引約款第18条から第21条の規定に従います。ただし、総合取引約款第18条第1項に規定する「投信積立サービス申込書」は、当サービスの所定の画面にて申込みいただくことをもって代えます。投信積立サービス及びつみたてNISAの中止・変更については、総合取引約款第18条第2項の規定にかかわらず、締切日を毎月10日（休業日の場合は翌営業日）とし、前月の締切日の翌日から当月の締切日までに当社が受付けた申込みを当月分の申込みとします。この場合、当社があらかじめ指定した収納代行会社による振替は、中止については当月引去りから中止となり、変更については当月から変更後金額での購入を開始します。</p>	<p>第13条（注文の受付等） （1）当社は、第8条に規定する本人確認後、お客さまが、注文内容を入力され、その内容に間違いがないことを確認後、その注文を当社に送信され、その注文内容（銘柄、売り買いの別、数量又は金額、口座区分等その他必要となる事項）の確認及び以下の各号について当社が確認した時点で当該注文の受付とさせていただきます。 ① 購入の場合は、購入代金が前条に規定するお預り金及びMRFの合計額の範囲内であること。 ② 解約の場合は、お客さまの保有分として当社の投資信託受益権振替決済口座に記載又は記録されている数量（口数）の範囲内であること。 ③ 投信積立サービス及びつみたてNISAの場合は、総合取引約款第18条から第21条の規定に従います。ただし、総合取引約款第18条第1項に規定する「投信積立サービス申込書」は、当サービスの所定の画面にて申込みいただくことをもって代えます。投信積立サービス及びつみたてNISAの<u>新規申込・中止・変更</u>については、総合取引約款第18条第2項及び第21条第2項の規定にかかわらず、締切日を毎月10日（休業日の場合は前営業日）とし、前月の締切日の翌日から当月の締切日までに当社が受付けた申込みを当月分の申込みとします。この場合、当社があらかじめ指定した収納代行会社による振替は、<u>新規申込については当月から振替を開始</u>（ただし、「預金口座振替申込書兼依頼書」提出後の初回の新規申込については、「預金口座振替申込書兼依頼書」を前月25日（休業日の場合は翌営業日）までに当社が受付けた場合に、<u>当月10日（休業日の場合は前営業日）までの申込み分が当月振替となります。</u>）、中止については当月振替から中止となり、変更については当月から変更後金額での振替を開始します。</p>
<p style="text-align: right;">2022年4月1日改正</p>	<p style="text-align: right;">2022年7月25日改正</p>